

子どもクラブの設置について

小山中学校区に新たな子どもクラブを設置するため、6月議会において子どもセンター条例の改正を行います。

1. 改正の目的

小山中学校区に子どもクラブを設置するため、改正するものです。

2. 改正の内容

小山子どもクラブに関する規定を加えます。

3. 事業の内容

| | |
|-------|---------------------------|
| 整備予定地 | 町田市小山町 1165-3 |
| 想定規模 | 400 m ² 程度 |
| 利用対象 | 0歳から18歳の児童及びその保護者 |
| 主要施設 | 遊戯室、多目的ホール、乳幼児コーナー |
| 開館時間 | 10時から18時 |
| 休館日 | 日曜日、祝日、年末年始（12月28日から1月4日） |

※2019年3月開館予定



※国土地理院発行の電子地形図を使用